

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る  
「乾燥弱毒生風しんワクチン」接種の請求方法について（福岡市）

令和3年1月現在

1 国保連合会への未請求分に係る請求方法

**(1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日実施分**

下記の送付先に連絡をお願いします。

**(2) 令和2年4月1日以降の実施分**

翌月の1日～10日の間に、下記書類を送付先までご提出（必着）ください。

（例：8月に予防接種実施 → 8月実施分として9月10日までに提出）

**【提出書類】**

- ・定期予防接種実績報告書（風しん第5期）令和2年度
- ・請求書（福岡市版）
- ・風しんの第5期の定期接種予診票（国保連提出用シールあり）

2 すでに国保連合会へ請求し、支払いを受けている場合

乾燥弱毒生風しんワクチン（単独ワクチン）を使用し、すでに、国保連合会へ請求を行い、支払いを受けている場合については、国保連と過誤調整を行い、**再請求等の手続きが必要な場合は、該当医療機関に直接本市から連絡**をいたします。

（送付先）

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課  
感染症対策係